
平成30年大和町議会6月定例会議会議録

平成30年6月7日（木曜日）

応招議員（18名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	13番	堀籠英雄君
5番	槻田雅之君	14番	高平聡雄君
6番	門間浩宇君	15番	堀籠日出子君
7番	渡辺良雄君	16番	大須賀 啓君
8番	千坂裕春君	17番	中川久男君
9番	浅野俊彦君	18番	馬場久雄君

出席議員（17名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	13番	堀籠英雄君
5番	槻田雅之君	14番	高平聡雄君
6番	門間浩宇君	15番	堀籠日出子君
7番	渡辺良雄君	17番	中川久男君
8番	千坂裕春君	18番	馬場久雄君
9番	浅野俊彦君		

欠席議員（1名）

16番	大須賀 啓君		
-----	--------	--	--

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	産 業 振 興 課 課 長 補 佐	星 正 己 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	都 市 建 設 課 長	蜂 谷 俊 一 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	上 下 水 道 課 長	熊 谷 実 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	三 浦 伸 博 君
総 務 課 長	後 藤 良 春 君	教 育 総 務 課 長	小 川 晃 君
まちづくり 政 策 課 長	千 葉 正 義 君	生 涯 学 習 課 長	櫻 井 和 彦 君
財 政 課 長	千 坂 俊 範 君	総 務 課 危 機 対 策 室 参 事	甚 野 敬 司 君
税 務 課 長	千 葉 喜 一 君	税 務 課 徴 収 対 策 室 長	遠 藤 秀 一 君
町民生活課長	村 田 良 昭 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 塚 弘 志 君
子 育 て 支 援 課 長	内 海 義 春 君	公 民 館 長	阿 部 昭 子 君
保 健 福 祉 課 長	櫻 井 修 一 君		

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 義 則	主 事	渡 邊 直 人
次 長	野 田 美 沙 子		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

議 長 (馬場久雄君)

皆さん、おはようございます。

皆さんおそろいでございますので、ただいまから、本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (馬場久雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、9番浅野俊彦君、及び10番今野善行君を指名します。

日程第2「一般質問」

議 長 (馬場久雄君)

日程第2、一般質問を行います。

きのうに引き続き順番に発言を許します。

10番今野善行君。

10 番 (今野善行君)

おはようございます。

それでは、3日目ということで皆さんお疲れかというふうに思いますが、本日の一般質問について、議長の了承をいただきましたのでさせていただきたいというふうに思います。今回、1件3要旨で質問させていただきます。

まず、食と農をつなぐ教育の推進についてということであります。

前回もですが、教育委員会部局と行政部局とのつながりのある質問で、答弁どちらに求めたらいいかと、毎回事務局から聞かれるんですが、いずれも関連してきますので、その辺を含みおきいただいて聞いていただければと思います。

まず、食と農は元来深く結びついているということですが、要するに食と農

は隣り合わせにあるんだということです。しかし、近年の社会的、経済的な変化を背景に、輸入に依存した豊かな食生活が実現された一方、食する者にとっては、農の営みが見えにくくなってきている。これは、つくる側と食べる側の思いが通じ合わない心理的な乖離、その乖離による地域農業への意識が希薄になるという社会的、文化的距離の拡大が顕著になってきているというふうに言われております。

これは、市場経済化、あるいは自由貿易の拡大、それから物流とか情報の技術面での改革と申しますか、発達がそういうものを促しているということだろうというふうに思います。

このような中で、子供の食生活問題に朝食の欠食、極端な偏食などから生活習慣病の顕在化や、子供の心の問題などが指摘されていると。そこで、この乖離を縮めるための農林水産省では、食料・農村・農業基本計画において、地産地消の考え方を示しています。本町の食育推進基本計画の中で、学校給食への地場産農産物の利用促進が掲げられております。これらに関連しまして、本町における食育推進に関連して、お伺いをしたいと思います。

1つ、本町の食育推進計画は、本年度が最終年度となっておりますが、小中学生に係る重点項目の達成状況について、どのように分析しておられるかというのが1点目です。

2点目、本町の食育推進計画では、健康面からのアプローチとしての農業体験とか、地産地消の取り組み課題を考えておりますけれども、教育行政と申すののか、教育という観点からの意義についてどのように連携し、取り組まれているかをお伺いします。

3点目になりますが、食と農はそれぞれ独自の概念があるかと思えます。農業体験を通じて、食材の素性を知った上で調理して食べるということを学ばせることは、教育の本質的なあり方につながる。食と農をつなげる食農教育の推進を図るべきであるということでございます。よろしく申し上げます。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

おはようございます。きょうもよろしく申し上げます。

それでは、今野議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

初めに、食育推進計画の小中学生に係る重点項目の達成状況の分析についてお答えをします。

平成26年4月策定の第2期大和町食育推進計画の中で、小中学生を対象とした取り組みにおいて、評価指標としている項目は、1人で食事をする孤食の状況、朝食の欠食状況、子供の肥満割合、虫歯の本数、教育ファームや農業体験の取り組み状況、学校給食における地産地消の推進や残食率となっています。

その中で、改善している項目については、子供の肥満の割合、中2の場合です。12歳児童1人平均の虫歯数、農業体験に取り組む小中学校の割合、学校給食の残食率、中学校の分です。改善が見られない項目については、子供の肥満の割合、小学校5年の男女になっております。そして、2点目が教育ファームに取り組む小中学校の割合、3点目が学校給食への地場産品数、そして学校給食の小中学校における残食率が挙げられております。

評価指標につきましては、保健福祉課において、各課からのデータに基づき現状の把握をし、食育推進事業の評価を行い、次年度への取り組みを検討しております。今年度は第2期計画の最終年度となることから、改善の見られない項目を引き続き町の課題とし、改善を目指すことはもちろん、第2期計画の評価・分析、現状課題の把握などを行い、第3計画へ反映して、食育推進へつなげたいと考えております。

次に、農業体験や地産地消の取り組みについて、お答えをします。

大和町食育推進計画の重点項目、体験を通して食を大切にする心を育むでは、農業体験に取り組む小中学校の割合を評価指標としております。目標値は90%と掲げていますが、町内の全ての小中学校では田植え、稲刈り、脱穀作業などの米づくりや、野菜の栽培活動などの農業体験に取り組んでいます。これらの体験は、子供たちが農作業の苦労や、収穫の喜びを知ることによって日常での食への感謝の気持ちを持たせることを目的としています。

また、重点項目地産地消の推進では、学校給食、地場産品数の目標値を15品目と定めており、平成29年度では11品目の地場産農産物を給食で食材として使用しており、地元農業に対する理解が深まっております。

次に、食農教育の推進についてお答えをします。

食農教育は、食育と農業教育を一体化して行う取り組みで、食事の役割の重要性を伝えていく食育に加えて、食を支えている農業に関する知識や体験などを含む教育と理解しています。食育の取り組みについては、学校において学級活動と日常的な指導を行い、給食センターの栄養士、栄養教諭が町内の小学校を訪問し、全学年を対象

に食に関する指導を行っております。

また、農業体験学習については、食育推進計画にもあるとおり、全ての学校で実施をしており、地域の方々にも大変お世話をいただいております。農業体験学習は、種をまいて作物を育てて収穫し、食べるという一連の流れを体験するだけでなく、この過程を通じて農業を知ってもらい、食を伝えている農家の方々への感謝の気持ちと、生き物をいただいているということへの理解を深めることにもつながります。

今後も食育と農をつなぐ活動を推進していきたいと考えております。

議 長 （馬場久雄君）

今野善行君。

10 番 （今野善行君）

それでは、再質問をさせていただきたいというふうに思います。

答弁にありました評価指標の中で、孤食の問題、6つの孤食があると言われておりますけれども、この6つの孤食という中で、食育基本計画の中でも取り上げておりますけれども、子供の朝食の欠食とか、あるいは偏食とか、今問題になっているのは肥満の問題とか、いろいろ課題があるんだろうというふうに思います。ここでは、孤食を避ける、家族団らんの中で食事をするということを目指していると思うのですが、今社会的に共働きとか、あるいは片親とか、いろんな仕事の関係とかで、家族と一緒に食事をする機会が減ってきていると、それがいろんな意味で問題を拡散しているといいますか、場合によっては非行とか、あるいはいじめとかそういうものにつながっていつているというふうにも言われているわけですが、そういう部分で食育の中で子供を通して、あるいはPTAとか全体の中で食事という、今申し上げたような家族みんなで食事をするという機会の啓蒙というか、そういう取り組みといえますか、どんなような形でなされるかお伺いしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

ただいまの孤食に関するご質問で、多岐にわたる課題なども含んでいる現状だというふうなご指摘がありました。たしかに、そういうことも言えると思います。それで、

教育行政、学校でも当然家族で食事をしましょうということは指導をしておりますが、教育行政としての取り組みについてご紹介をしたいと思います。

まずは、各家庭に毎月配っている広報たいわの中に、生涯学習カレンダーというものがありますが、二月に1回程度のペースで子育てを考えるコーナーに食事に関する内容を掲載しております。これによって、家族での食事のあり方、あるいは朝食をとることの意義等々について二月に1回ペースで出しております、今月も5月号にその内容が載っております。また、11月には「までえに」というふうな教育委員会からの家庭向けの啓蒙誌を発刊しています。これは、よく食べる、よく寝る、よく遊ぶという3つのテーマに基づいた資料でして、昨年のもを持ってきましたが、よく食べる、までに食べるという部分では、家族一緒に食事を大切にしましょうということで、ご飯の時間は、食卓は食を楽しむ環境にしたいものです。テレビやスマホなどは消して、家族で会話を楽しみましょう。きょうあったことや、将来の夢や希望を語り合うことが子供の生きる力や学ぶ力を育むことにつながります。家族で食べる食卓は、ひとりきりでは得られることのできない多くの効果をもたらす大切な時間ですということで、1ページを割いて食文化の継承とか、食事のマナー、あるいはおいしく食べる、協調性を育む、苦手な食べ物が食べられる、きずなが深まる、朝ご飯のすごところ等々内容にして関係する家庭に配布をしております。

議 長 (馬場久雄君)
今野善行君。

10 番 (今野善行君)

そういう啓蒙活動に取り組まれていることは、ずっと目にしているところもございます。そういう意味では、いろいろご努力をされているんだなという部分については、理解をしているところであります。それから、教育ファームと農業体験の関係を記載してございますけれども、教育ファームを受け入れている農業者といますか、農場といますか、そういうところはどのぐらいあるのか、お伺いします。

議 長 (馬場久雄君)
教育長上野忠弘君。

教育長 (上野忠弘君)

大和町の現状としては、ある農家の方が農場などを開放して、そして子供たちを招くという形、主体的には行っておらず、中学校の職場体験の際に農家に出向いて体験をする、あるいは酪農体験をするということを行っております。ただ、大和町の特徴としては、各学校において農業を行っている方々を先生として、米づくり、あるいは野菜づくり、ほとんどの学校で実施しております、やはりそれも1つの農業体験、農業ファームなんだろうなというふうに考えております。

議 長 （馬場久雄君）

今野善行君。

10 番 （今野善行君）

そうしますと、一般的に言われている教育ファームとちょっとニュアンスが違っているのかなと思いますが、一般的には指定された農家とか農場がそれを受け入れてやる、ある意味体系立てた対応をする教育ファームということだというふうに思いますが、本町はそこまでいっていないということで、ただいろんな地域の農家の方々の協力を得て体験はさせてもらっているということだろうというふうに思います。

それから、地産地消の関係でございますが、その前に体験学習の関係ですけれども、全校でありますから、小中学校8校ですか、全校がそれに取り組んでいるという理解でよろしいんですね。

議 長 （馬場久雄君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

形はさまざまですけれども、全ての学校で体験を行っています。年間50時間を費やす活動をやっている学校もありますし、あるいは地域の方、中学校ですと宮床中学校などは大豆の栽培を行って、栽培から今度できたもので味噌をつくったり、いろいろ多岐にわたる食につながるような活動にもつなげております。

議 長 （馬場久雄君）

今野善行君。

10 番 (今野善行君)

そういう意味では今の体験の状況については、理解をするところではありますが、これについては、後ほど3要旨目で触れたいと思います。

それから、地産地消の関係であります。この食育推進計画ですね、ちょっと見せていただいたのと、大和町の学校教育という冊子ですね、これ見たところで、余り具体的に取り組みの内容が大和町の学校教育の冊子の中には載っていませんけれども、食育推進計画の中ではまず地産地消の状況、平成24年のときのデータのように、13品目ということで今回の答弁の中では11品目でしたかな、そういうふうな状況で減っているということの状況であります。この地産地消というのは先ほど冒頭申し上げましたように、農水省が取り上げたのが最初のごとくございまして、結局物流とか、あるいは輸入農産物、あるいは物流の関係ではいろんな段階を介して消費者に届く、商品になるという中で、地産地消を通して食の安全性とか、安心とかあるいはできるまでの経過とか、顔の見える消費というんですかね、そういうつながりを1つの目的に地産地消に取り組もうという掲げられているわけですが、なかなかこちらのほうも余り進んでいない。ただ、一方で全国的にですが、大和町も県内もそうなんですけれども、農産物の直売所はふえておりますし、その取り扱いも多くなってきていることは確かであります。そういう意味では取り組みの状況というのは非常に有意義な状況になるのかなというふうに思います。

要は、学校給食の取り扱いだと思えますね。結局、子供たちが食するとき、給食の時間に例えばニンジンであれば町内でつくったものとか、あるいは近くの方が生産したものとか、そういう素性を説明することによって、食に対する理解が深まってくだらうと思いますし、地場農産物に対する理解とか、あるいは誰がつくっているとか、どこでつくられて生産されているとか、そういう理解につながっていくという意味では、非常に子供たちが農業等に対するかかわりというんですか、理解も深まっていく1つのチャンスになるのかなというふうに思っておりますので、今後この第2期の食育推進計画では、目標が15品目となっておりますけれども、それが下がっているという状況になりますから、29年度の状況なり、今後の取り組みを取り入れたいと思いますか、どういうふうに進めていこうとお考えか、お伺いしたいと思います。

議長 (馬場久雄君)

教育長上野忠弘君。

教育長（上野忠弘君）

地場産品につきましては、確かに昨年が12でしたかね、11ということで減っている状況あります。これについては給食センターのほうでいろいろな状況を勘案しながら、なるべく地場産品を使おうというふうな気持ちで取り組んでおりますが、こういう結果としてあらわれたんだらうなと思います。ただ、目標値が15ですので、それを上回るような形、農林省のほうのデータ、ある村のデータですけれども、80%ぐらいは地場産品という八雲村といいましたかね、状況なども出ておりました。どんな形でそのような地場産品になるのか、研究はしてみたいとは思いますが、ただご理解いただきたいのは、給食センターも一生懸命やっております、5月の食育カルタメニューということで、5月はカルタの表現が、顔見えて安心・安全地産地消という、こんなカルタが紹介してありまして、地産地消とはということでここでも紹介してあります。センターとしても一生懸命頑張っておりますので、なお充実するようにこれからも努力しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（馬場久雄君）

今野善行君。

10番（今野善行君）

この地産地消の意味合い、学校給食における取り組みというのは非常に意義深いところがあるのかなというふうに思ひますし、子供たちに食べてもらっているということで、生産者も本当に学校に対する関心も深まってくるんですね。そういう意味では、子供たちが地域に対する意識とか、そういうものが芽生えてくるし、農産物に対する関心も深まってくるんだらうというふうに思ひますので、ぜひこれは進めていただきたいというふうに思ひます。

この地場産品の取り扱いの多いところ、さっき教育長が言われたように、80%以上使っているところもあるということではありますが、そういうところは大体自校給食というんですか、自分の学校の中で給食をやっているというところが比較的多いところなんですね。そういう意味では委託じゃなくて自校でやっていると、意外とそういう融通性といいますか、効いて取り入れることも簡単だというふうに思ひます。

やっぱり委託給食になりますと、どうしても機械化しないと大量に受注しなきゃないということで、規格品を使わないとうまくないとか、そういう課題があるんだらうと思ひますが、いずれ教育という観点からしたら、ある程度そこも理解していただい

て、取り入れを進めていただければというふうに思います。ぜひこの今の食育推進計画の中に今取り上げているのは、中身の充実を図っていただければというふうに思います。

それから、2点目なのですが、食育推進計画はさっきありましたように、保健福祉課ですか、のほうで策定されている内容で、多分それぞれ関連各課の横断的な中での取り組みも入っているんだというふうに思います。その内容を見ますと、学校教育という観点からすると、豊かな心と健やかな体の育成、その中で学校給食における地産地消と食育の推進、これを掲げております。これは教育の基本方針の中に入っている中身でありますし、生涯学習というところでは、重点施策として家庭、学校、地域で子供を育てる協働教育の推進の取り組みの一環としてそんなことを取り上げられているのかなというふうに思います。

この農業体験とか地産地消の取り組みについて、全国的にいろんな事例があります。例えばどこのところか忘れましたが、中学生の例なんですけれども、農業体験の効果として生徒が考える力をつけさせる教育につながるという評価をしている学校がございます。これは、この事前学習といって先ほどありましたように、農家の方が先生になって、例えば皆さんどんなお米を食べたいですかという質問をするんだそうです。そうすると、中学生ですから、安全・安心あるいは有機栽培のお米だというふうに答えるんだそうです。農家の人は、それはではどのようにしてつくるんですかという質問をするんだそうです。その事前学習ではそこで終わり、それを生徒たちに考えさせるんだそうですね。次回まで生徒たちがいろんな話し合いをしたり、調査をしたりして、まとめて次回のときに発表するような取り組みをしているようであります。

そういう意味では、農家の問いかけの仕方もある意味その学校ではうまくやっているといいですか、そういうところが子供たちの考える力を育成、養成しているということにつながっているのではないかなというふうに思います。

その学校では、そういう事前学習からそしていろんな作業、田植えとか、節目節目で体験をさせるという取り組みをしているようであります。田植えをやって、そして我々は田の草取りと言うんですが、そういう草むしり的なこともさせる。それから、田んぼにいる生物調査ですか、生き物調査、これをやらせている。それらをそれぞれ中学校で言えば理科の時間とか、そういう時間を使って生物調査をさせる、そのことによって実際に田んぼとか田んぼの周辺にどんな生き物が、あるいは植物が存在するのかというある意味それも教育の一環だろうというふうに思いますし、それを体験してすることによって、子供たちからすれば忘れられない体験になるし、やったことは

覚えているということでもあります。そこの中学校では、非常に中学生の感想文として農家の苦勞を知ったと。ご飯を一粒も無駄にはいけないなと思ったという感想文とか、それから無農薬有機栽培、安全・安心なお米はすごく時間と手間と労賃がかかるんだなということがわかったと。そういう価値のあるお米をずっと買って食べていける経済力のある大人になろうと思いましたがという感想も出ているということで、そういう意味では非常にこの農業体験というのは、意義があるかなというふうに思います。

ここでは、農泊ですね、泊まりながらやっているんですね、1泊ぐらい。それは何回もじゃなくて、時期時期だと思いますけれども、やっている。あと最後に調理して食べるという部分については、家庭科の時間とそういうのをを使ってやらせるというようなことも言っております。そういう農泊の体験を通じて、今申し上げたような取り組みをなされているということでもありますし、それから小学生のほうでも、そういう田植えから稲刈りまでの流れの中で一連の体験をさせるということが取り組みがされているようでもあります。

その結果として、例えば親子と一緒に調理するようになったとか、それからご飯を残さなくなったとか、そういう報告もあるようでもあります。この間、前回でしたか、犬飼議員さんが残食の廃棄の問題がありました。今でも全国的には2,600万トンの食料の廃棄があるそうではありますが、そのうち全く手をつけずに捨てられる分が約600万トンあるそうでもありますから、日本の米今890万トン、約800万トン生産される計画になっておりますけれども、それからすると量の問題ですけれども、残食、これも非常に無駄なお金が使われておりますし、例えば給食でそんなことがふえていくと、結局町でやっている給食というのは、お金をかけてやっているわけですから、非常に無駄が発生しているんだなということにつながるのではないかなということでもあります。

そういうことで、今申し上げたような農業体験の意味ですね、どういうふうに捉まえてご指導しようとしているのか、そこの根本的なところをちょっとお伺いしたいなというふうに思います。

議 長 （馬場久雄君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

それでは、今のご質問ですけれども、文科省のほうで出している、なぜ今子供たちの農業農村体験が必要なのかというふうな資料があります。その中に、特に注視されていることは、体験的な学習や問題解決的な学習の充実については、教師の努力のみならず、地域からのさまざまな学習素材の提供、学習環境、人的支援、パートナーシップ等が不可欠だと。これに対して、このニーズに応えるためにはやはり日本独特の農業、農村体験は多くの地域で可能だと。ぜひそれを進めたいと。その目的として一番目には、命を相手にする活動であることであると。2点目は、地域の人、暮らし、生業の中に分け入った体験ができる活動であること。そして自分たちの暮らしに直結する活動であること。付随して食に触れ、体を動かす、子供同士、大人と子供が普段とは異なる価値観のもとに作業する大切さということで、文科省のほうからも農業体験についてはこのような基本的な考えを示されておりますので、それを踏まえております。

そして、具体的な一例なんですけれども、まだ全ての学校とはいかないんですけれども、今鶴巣地区のほうで先ほど50時間という、これは総合的な学習の時間を使ってやっておるんですけれども、育苗の苗の見学からスタートしまして、田植え、成長観察、そして稲刈り、脱穀という一連の活動を指導を受けながらやっております。そして、同時にその中で学校、あるいは指導する方が大事にしていることは、単に作業的な解説だけではなくて、仕事に当たる人の思いや苦勞などについても、触れていただくことが多いということで、指導者の何をどのように考えて子供たちと接するかという部分ですね。それから、体験を通して児童にさまざまなことを感じ取ってほしいと願っているんだということ、そして鶴巣という地域に暮らしてはいても、生活は随分変わっているんで、こんな活動を地道に続けていきたいんだという願いを伝えたいと。そして、加えましてJAあさひなさんとかかわりなんですけれども、当然米づくりのお世話もやってもらっておりますが、農協さんの働きで三井化学アグロ株式会社さんですかね、のほうで田んぼの生き物調査ということを企画運営していただいておりますので、それもあわせて、鶴巣地区でやっております。やはり、このように学校の教員の手ではできないことを、地域の力、あるいは農協さんの力をかりながら、この活動を町内の各学校に協働教育の中で紹介しておりますので、そんな形で現在普及啓発について紹介をしている状況があります。

議長（馬場久雄君）

今野善行君。

10 番 (今野善行君)

ぜひ鶴巣小学校の取り組み自体私もお伺いしておりますし、そういう取り組みをぜひ広めていただければいいのかなというふうに思います。これは何と申しますか、単に学力とは直結しないかもしれませんが、考える力とか、その体験を通して心の問題と申しますか、精神的な部分での考え方が変わったり、いろんな意味では意義があるのかなというふうに捉えておりますので、これはぜひ広げていただければというふうに思います。

それから、次に移りたいというふうに思います。3点目ではありますが、3点目については、これも各学校での取り組みもいろいろやられておりますし、要は今お話しあったんですけれども、一連の農産物ができるまでの一連の経過と申しますか、過程についてしっかり受けることだと思います。3点目の要旨の中で、教育の本質的な部分のあり方につながるという言い方をしているんですが、この辺の教育的な本質につながるという捉え方について、教育長にどういうふうに捉えていただいたかちょっとお聞きしたいというふうに思います。

議長 (馬場久雄君)

教育長上野忠弘君。

教育長 (上野忠弘君)

先ほどのという部分で本質のという捉え方という部分ですけれども、やはり教育の場合は、知育、徳育、体育があります。そのベースとなる部分がやはり食育なんだろうというふうに考えております。以前も議員さんとお話ししたときに、一家団らんで食をとるということは、結果的に学力につながるんだという話がありました。これは、ノーベル賞をもらったある科学者のお話だったんですけれども、やはり食事を通して、食についての話題をする、あるいは自分のこと、将来のことを話す中で、それが子供たちの力に徐々になっていくんだということで、学校教育を、ベースを支えているものが食育なんだろうなというふうに考えております。

議長 (馬場久雄君)

今野善行君。

10 番 (今野善行君)

教育というのは、読んで字のごとく教えることとすることとありますから、それを体験を通して教えることが考える力とか、あるいは農業の場合、次の仕事に向けて、どういう段取りをするかという1つの流れがあるわけですね。それがやっぱり大人になって仕事での体験が生きてくるといいますか、そういうことにつながるのではないかとこのように思いますので、その辺もぜひ深めていただきたいというふうに思います。

その件に関して、食育という言葉についてであります。これは明治31年、1898年に陸軍薬剤官であった石塚左玄という方が言った言葉なんだそうあります。今教育長さんが言われたように、体育も知育も才育も全て食育にあると認識すべきという書物をあらわしているそうあります。こんな昔から食育と体育、知育、才育、そういうものにつながっているんだなというふうに私思っただけですけども、ぜひその辺も踏まえてこれからの農業体験、答弁の中では農業教育というふうには書いてあるんですが、私が言いたいところは、農業体験教育のところなんです。体験の意義をやっぱり、農業教育というのは農業を管理する学校とか専門学校とか、そういうところでもあることだろうというふうに思いますが、小中学校でやっぱり農業体験教育という観点から進めていただければというふうに思います。

そういう教育の本質的な部分では、子供が先生とか友達と地域に出て、地域の方々と地域社会のところ、あるいは自然に触れて活動すること、そういうことが子供を持っている自分の意識とか経験、これをやる時に自分が何ができるのか、自分が持っている体験とか、知識とかそういうものを全部出してやろうとする気持ちが出てくるというんですね、その活動の中でですね。そういうものがだんだん成長してくる過程で、やっぱり振り返って自分が住んでいたところのふるさとなんだなという気持ちも芽生えてくるということだそうありますから、ぜひこの部分は大事な位置づけをしてほしいなというふうに思います。

今回この問題と申しますか、課題を取り上げさせていただいたのは、今国の農政もそうなんです。教育もそうなんだろうというふうに思いますが、農業に関しては今第3次形成とか、冒頭申し上げましたように広域流通、あるいはICTとかいろいろな情報とかものの流れが非常に速くなってきているということだと思っただけです。そういう意味では、我々の農産物の素性が見えない、どういう過程で生産されて、どういうものを自分たちが食べているのかというところがわかりにくくなってきているということとありますから、そういう意味ではこの農業体験の中でそれらを正しく体験をしてもらって、そこから命の大切さとか、農業の難しさ、あるいは子供たちか

らすれば楽しさの部分もあるんだろうと思いますが、それを体で学ばせる農業体験教育の重要性については、非常に意義あることだというふうに思いますので、ぜひ取り組みを進めていただきたいというふうに思います。

そういう中で、このことを取り上げたのは、非常に今申し上げたような世の中で、TPPイレブンの合意とか、いずれ国会批准という問題も出てまいりますし、あるいは日欧EPA、いろいろあって輸入農産物が今どんどんふえております。原発後の課題もあるんだと思いますが、そういう意味で今日本の食料自給率が40%切っております。当初50%が45%になって、今三十七、八%というところまで下がってきているということでございます。世界的にはいずれ食料不足が来るだろうということでもありますから、食料品の値段も上がってくるだろうというふうに思いますので、ぜひそういうことも踏まえての今回の課題として取り上げたところでございます。多分こういう取り上げる今の時期なのかというふうに極めて懐疑的にとられる、あるいは冷笑されそうな気もするのでありますが、その重要性の意味は今申し上げたところでございますので、これを教育現場の観点から、ぜひ取り組みを、あるいは啓蒙といいますか、意識づけを深めていただければというふうに思います。

これまでも今回の同僚議員の一般質問の中でも子育ての問題、児童生徒の安全・安心にかかわる問題とか、あるいは人口減対策への対応とか、いろんな課題を取り上げておりますけれども、今大和町もそういう中で言えば、旧町村域の人口が減ってきているわけでございますから、浅野議員も同居家族に対する支援のお話ありました。そういう中で地域がどんどん縮小してしまっているという課題、町長もご存じのようにあるかと思えます。そういう地域社会を維持していく、守っていく、あるいは環境も維持していくという観点からすると、やっぱり人がいなければ何もできない話になっていきますので、町外に人材が流出しないような成果も大事かなと。それを教育的な観点から進めていただければというふうに思っております。そういう中で、最後にその辺を含めまして、総括的にお話いただければと思います。

議 長 （馬場久雄君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

先ほど議員さんのほうから一連の農業体験を通すことによって、さまざまな問題解決の場面があるんだと。これ問題解決というのは、まさに教育現場において、新しい

学習指導要領では主体的で対話的で深い学びという、主体的というのが自主的に課題を見つけて、みんなで考えながら解決していくというところなんですね。ですから、今大和町で取り組んでいる農業体験、活動についても、当然その内容が含まれますし、鶴巣や落合、吉田、宮床などで一生懸命やっているというのは、まさに10年、20年後を見据えて魅力ある地域づくりをしましょうというところを学校で何ができるかということを考えてもらって、今やっています。文科省も今の教育、新しい教育は10年、20年後のそのときを見据えた今動きをしています。そういう意味でなかなか難しいことではありますけれども、できる範囲で努力をしていきたいと思っておりますので、よろしくご支援のほうをお願いしたいと思っております。

議 長 (馬場久雄君)
今野善行君。

10 番 (今野善行君)
以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

議 長 (馬場久雄君)
以上で、今野善行君の一般質問を終わります。
ここで暫時休憩します。
休憩の時間は10分間といたします。

午前10時50分 休 憩

午前10時59分 再 開

議 長 (馬場久雄君)
再開します。
休憩前に引き続き一般質問を行います。
11番藤巻博史君。

11 番 (藤巻博史君)
では、私からは2点質問させていただきます。
1点目でございます。8,000ベクレル以下なら安全か。ちょっと主語がないですけ

れどもね。

核廃棄物は、原子炉施設内では従来どおり1,000ベクレル、1キログラム当たり、それから事故由来の放射性物質については、8,000ベクレル、1キロ当たりとダブルスタンダードで処理されようとしております。100ベクレル、1キログラム当たりという従来の基準は、放射能濃度が極めて低く、人の健康への影響が無視できるレベルとしてICRPやIAEAの勧告、ガイドラインなどを踏まえて公衆の追加被曝を年間10マイクロシーベルト以下とするために導き出されたものであります。

8,000ベクレル、1キログラムという特措法の基準は、事故前の80倍になります。放射性物質の処理は余計な被曝を発生させないのが基本であるとなりますが、1つ目といたしまして、8,000ベクレル/キログラムは妥当か、従来、本来の基準の100ベクレル/キログラムとの整合性は検討したのかということでございます。

議 長 （馬場久雄君）

藤巻議員ちょっと確認しますが、今要旨の中で一番最初のほうですね、従来どおり、1行目、1,000ベクレルというふうに発言されたような気がするんですが、100ベクレル、このままでよろしいんですね。（「はい」の声あり）はい。

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまの藤巻議員のご質問でございますが、ご質問中の100ベクレル、キログラム中ということですが、キログラム中というのを外してベクレルだけで述べさせてもらえますか。100ベクレルという基準につきましては、原子炉等規制法に基づくクリアランス基準としまして、運転を終了した原子力発電所の解体等により発生するコンクリートなどの廃棄物を再利用した製品が、日常生活を営む場所などの一般社会で使用されても安全なレベルとして廃棄物を安全に再利用できる基準として定められたものでありまして、東日本大震災前から存在し、現在も引き続き適用されております。

一方、8,000ベクレルという基準は、放射性物質汚染対象特別措置法に基づく基準で、原子力発電所の事故に伴って放出された放射性セシウムに汚染された事故由来の廃棄物につきましては、焼却や埋め立て処分等の一般的な処理方法を想定して設定された廃棄物を安全に処理するための基準でありまして、法律で規定されたこれらの2つの基準は、対象や目的の異なるものであるというのが国の見解であります。

また、この特別措置法におけます8,000ベクレルという基準につきましては、その処理に関し周辺住民や廃棄物の処理を行う作業員が受ける追加線量が計算上、原子力安全委員会の示した目安であります年間1ミリシーベルトを下回ることが国において確認されており、8,000ベクレル以下の災害廃棄物であれば、焼却や埋め立て処分などの通常の処理方法で技術的に安全に処理することが可能であるとされております。

8,000ベクレル以下の事故由来の農林業系廃棄物の処理に当たりましては、この特別措置法で規定された8,000ベクレルという基準に基づき、それ以下の濃度の保管廃棄物の処理について宮城県から示された処理方針により処理を進めているものでございます。

以上です。

議長 (馬場久雄君)
藤巻博史君。

11番 (藤巻博史君)

では、再質問をさせていただきます。

大和町の廃棄物の処理の条例の中で、12条の中に次に掲げるものは町が処理の対象としないということで、有害性のあるもの、危険性のあるもの、引火性のあるもの、著しく悪臭を発生するもの、そのほかというようなことでございます。もともとここの中に放射性のものはもちろんないんですけれども、前提としてこれはもう100ベクレル、私も／キログラムあれですけれども、100ベクレル以下のものが持ち込むという前提ですので、そういう表現が、もともとの上の法律で100ベクレル以上のものは持ち込めないという基準の中で、そういうふうになっているものと考えます。そういう中で、今回決まったことなのというふうな思いがあるかと思うんですけれども、やはりこの中で町長の判断によって、あるいは町の判断によって、たとえ国の基準であつてもという部分があるのではないかということでの質問でございます。ちょっと失礼します。

それで、今放射性廃棄物の特措法ですね、特措法に基づいて運営されているわけですが、2015年ですので、今から3年以上前ですかね、日弁連が意見書、特措法に対する意見書を出しております。意見書のとおりになっていけば、今回取り上げることはないんですけれども、その意見書が反映されていないので、この意見書は生きているというふうに思っております。ということで、意見書の中身がどういふふう

になっているかといいますと、国は特措法の8,000ベクレルという数値を放射性物質利用に伴い発生する廃棄物等の処理等の安全性のための最低限の基準であるクリアランスレベルが100ベクレルであることを十分に踏まえて、相当程度引き下げるべきであると。いわゆる8,000ベクレルというのを引き下げるべきであるというふうな意見を出しております。先ほども申しましたけれども、3年前、4年前の意見でございますが、今も生きているという立場でこれを引用させていただきました。

その中で、どういう理由で8,000という数字を下げるべきなのかという、そういう理由ももちろんつけておりまして、その中でもともといわゆる80倍に引き上げたというのに対しては、先ほどもありましたけれども、年間の被曝、答弁書の中に取りましたけれども、年間の答弁書の中では、周辺住民へ廃棄物の処理を行う作業員が受ける追加線量が計算上、原子力安全委員会の示した目安である年間1ミリシーベルトを下回るということが、この8,000ベクレルの基準というふうにご答弁のほうにもございました。それに対しまして、日弁連の中では、クリアランスレベルが100ベクレル、言葉がちょっといろいろあって申しわけないですけども、100ベクレルということの前提は、年間の線量が10マイクロシーベルト、10マイクロシーベルトを逆算すると100ベクレルになるんだよという、そういう前提で計算している、これは日弁連の資料でございます。そういう中で、何の説明もなく1,000ベクレル、1マイクロシーベルトということは1,000シーベルトですね、100倍に基準を上げています。だから、8,000でいいんだよと、逆に言うと基準のほうは計算の前提は100倍にしているわけですね。そういう前提を以前は年間10マイクロシーベルトというのを前提として、100ベクレルというものを算出していたのに、事故後の特措法の上では1,000シーベルトですね、1,000シーベルトを前提として8,000ベクレルということをやっているというのが疑問があるというような、これはことでございます。

そういう中で、要するにその基準を、これはというのを町長に聞いてももちろんわかるわけというか、もしかするとわかるかも、そういう中で、この答弁書の中でも二重になっているんだよというのは書いてあるんですけども、現実に町民が受けるであろう最大線量というんですかね、その想定が100倍になっているという現実、まずどういうふうを受けとめられるか、答弁書の中においてもそういうふうにご答弁になっているわけでございますけれども、従来の計算基準からすると100倍で安全だよというそういう答弁になっているわけでございますが、そういったことで大丈夫でしょうかというような、率直な平べったい言葉で言うことについて、お考えをお聞きしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

日弁連のご意見というのが国に出されたんだと思いますが、国でどういう判断をされるかちょっとそこまではあれですが。繰り返しになりますけれども、クリアランスの100ベクレルというのにつきましては、廃棄物を再度利用する、再利用する、その基準というふうに聞いております。100ベクレル以下でのものについてであれば、コンクリート、セメントですね、の粉にするとか、そういったものでベンチをつくるとか、そういったことがいいですよという基準が100ベクレル。それで、8,000ベクレルというのはそういうことではなくて、これは処理、もう使うことはなく処理をするという基準ということですので、もともとの目的は同じように再利用での処理の方法なんですけれども、再利用して新たにここにものを持ってきて使うものと、処分するという状況の中での差だということで、そういった基準でなっているというふうに国がそういうふうに決めているというふうに私は聞いております。

議 長 （馬場久雄君）

11番藤巻博史君。

11 番 （藤巻博史君）

もう少し率直な言い方をしますと、あり得ないんですけれども、女川に原発がございます。あそこの中で101ベクレルのごみが出たとしても、外には出せません、今現在でも。女川町でも多分同じ理屈だと思うんですけれども、要するに一般ごみじゃないんです、101ベクレルというのがですね。だから、大和町にも持ってくることはないんですけれども、それは持ち込めません。それが、ところが我が町にあるといったらあれですけれども、ものについては焼却も可能というのがダブルスタンダード、今現在でも原子炉施設内では100ベクレルまでが一般ごみであって、それ以上はどういうふうに現実にはどういうふうにやっているかはわからないですけれども、例えばドラム缶に入れるとか、そういった格好で環境からは隔離する、それが今の法律の上になっているはずでございます。

そういう中で、今回の今も進められておりますけれども、このやり方が先ほども言

いましたけれども、国からはそういう、これでいいんだよというものが来ておりますし、それが今現在もやられつつもあるわけでございますけれども、そのことについて少なくとも先ほども申しましたけれども、IAEAですね、国際原子力機関とか、あるいはICRP、国際放射線防護委員会ですかね、そこの中での勧告レベルに基づいて従来は100ベクレルというのをやっていたわけです。ところが、今回現実に天から降ってきたわけですので、天から降ってきたものをどういうふうにやるのがベストなのかという、そういうことでの論議だというふうに私も思っております。現実目の前にあるのをどうするのやという、そういうことの中で、じゃあ手をつけないのかいという、そういうことの中でどういうふうに手をつけていくのか。手のつけ方、処分の仕方として焼却、今回焼却ということで町は焼却までは責任は、焼却場までのところでございますけれども、そういう中で今回の処分の仕方、あるいは前提となる、もう一度申しますけれども、ところまでもう一度、安全性というところでは立ち返った検証というんですかね、そういったものが必要なのではないのかなということで、今現在でもダブルスタンダードというふうに私3月議会でも申し上げましたけれども、今現在でも原子炉施設なり、あるいは医療機関であるのか教育機関であるのか、そういった中では101ベクレル以上のものは環境中には出せない、そういう中で現実に環境中にあるそういうものをどういうふうにやるということについては、慎重なやり方が必要なんだろうなというふうな、少なくとも今のやり方は乱暴だろうというふうな思いがあって質問いたしましたから、町長どのようにお考えでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

さまざまな立場からのご意見があるのは聞いております。それで、今国の基準でということでは我々はやっているところでございますが、先ほどありましたIAEAとかそういったところの中でもIAEAのミッションの最終報告の中で放射性セシウム8,000ベクレル以下のものについて、追加的な措置なく管理型処分場で埋立を実施することについて、既存の国際的な方法論と完全に整合性がとれているという評価もされているということでございます。ですから、IAEAのほうでもそういったやり方についてはそういった評価もされているということでありまして、いろんなご意見はあろうかと思いますが、今現在我々国の法律、考え方の中でできるだけ早くそういっ

たものを処分をして安全な地域にするという目的の中でやっておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

議長（馬場久雄君）
藤巻博史君。

11番（藤巻博史君）

多分平行線なのでこれ以上はあれですけれども、先ほども申しましたけれども、国でも根拠とする、これは私のあれですので町長あれですけれども、じゃあ、じゃあという言い方もないですけれども、ダブルスタンダードの100ベクレルはどういうふうな説明をするのかというふうなことにもなるかと思うんですよね。100ベクレルには100ベクレルなりの説明があるんだろうとっております。それが、逆に8,000まで引き上げていいのかという話には絶対ならない、というふうに思っておりますが、それと同時に、今回質問主意書にはございませんので、これ以上はあれですけれども、今回のやり方の中で行政組合のほうの話になりますからあれですけれども、焼却としてという処分がより安全になるというふうな、現実に目の前にあるものをそういうやり方をすることによって、より安全になるということについては、疑問を持ちながら今見ているところでございます。同時に、今のところというか、多分モニタリングには変動はないのだろうなというふうな、これはちょっとごめんなさい、とっておりますが、やはり今回のやり方については疑問があるという中で、1問目の質問を終わらせていただきます。

2問目に行きます。

議長（馬場久雄君）
じゃあ2件目を。

11番（藤巻博史君）

2問目行きます。信号、横断歩道の整備を急げということでございます。

町道吉田落合線は、ヤマザワから西側1.5キロには、信号、横断歩道がございません。中間には老人ホームや団地もあり、南側にはアパートもふえております。交通量も激しく、道幅も4車線という言い方でいいんですかね、2車線、2車線で横断歩道だけでは横断が困難で、信号の併設が必要と考えます。事故が多発しているおてんと

さん、固有名詞あれですけれども、西側の交差点と老人ホーム前に信号と横断歩道の整備を急げということでございます。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、信号及び横断歩道の整備についてのご質問でございます。

場所につきましては、町道吉田落合線と北側から高田大童線、南側から五福院線が合流します交差点及び同じく吉田落合線と北側から高田杉ヶ崎線、南側から吉岡まほろば2丁目30号線が合流します交差点と推察いたします。

町道吉田落合線につきましては、国道4号線から同じく国道457号を結ぶ路線でございます。高田大童線までが4車線の幹線道路となっております。活発な企業の立地、工場の増築などによります従業員の増加等により、朝夕の通勤や、物流等のトラックなど今後も増加するものと考えております。特に高田大童線4車線が交わる交差点におきましては、事故等が多く発生しているところであるとも認識しております。

議員ご存じのとおり、信号機の設置及び横断歩道の設置等につきましては、宮城県公安委員会におきまして設置するものとなっております。設置要望箇所の有無についての調査がございますので、所轄の大和署と連携を図りながら、昨年に引き続き要望してまいりたいというふうに思います。

以上です。

議 長 （馬場久雄君）

藤巻博史君。

1 1 番 （藤巻博史君）

昨日もひよんなことから大和署のほうに行く用事がございます。ちょっとお話を伺ったりもしたところがございます。やはり特にまさかもみじヶ丘の方からそんな要望がとも思ったんですけれども、ちょっとここにはあれですけれども、黒川病院からこの線に出るのも結構大変なんだよというふうなお話も以前に伺っております。それから、まほろば2丁目団地ですね、以前よりも余り張りついたというんじゃなく、居住される方がふえているという中で、それときょうも質問した関係で回りながらこ

ちらに來たわけですけれども、横断歩道を設置する余地は分離帯を切ってそういうふうにもともとそういうふうなつくりにはもちろんなっているわけですが、そういう中でやはり特に向かい側のスーパーに行きたいという具体的な、なかなか行けないんだと、あるいはまた例えば役場で言いますと、役場の向こうにもコンビニエンスストアがございます。信号なかったらかなり行きづらい現実にも話になるんだろうな、役場のところにはもちろん信号があつてという中で、だんだんに生活の上での支障を来すことがふえてくるんだろうな、そういうふうな思いがあつて今回質問いたしました。これ以上はというか、県の警察のほうとの関係がございますので、町だけでは何ともし難いところとはもちろん思うんですけれども、引き続きご努力をお願いしたいと思うんですが、町長もう一度お願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

吉田落合線の関連につきましては、交通量がたしかにずっと多くなってきております。おっしゃるとおり、道路を挟んでの店とかもございますので、そういったことにつきましては、警察署といろいろ打ち合わせをしながら、できるだけ早く、ただ何か所もつけてもいいというものでもないと思いますので、その辺も考慮しながら、できるだけ早くつけてもらいに努力してまいりたいというふうに思います。

（馬場久雄君）

藤巻博史君。

1 1 番 （藤巻博史君）

何か所もあったようないいような気がするんだけど、老人ホームとかそういった大事な施設もございますので、ぜひ優先的な取り組みをお願いしたいと思います。以上で終わります。

（馬場久雄君）

以上で、藤巻博史君の一般質問を終わります。

引き続き一般質問を行います。

14番高平聡雄君。

14 番 (高平聡雄君)

それでは、早速伺います。

まず、新学習指導要領におけるICT教育の位置づけと、環境整備についてお尋ねをします。

新学習指導要領の施行によりICT教育の重要性が一段と高まり、求められています。第2期みやぎの教育情報化推進計画の実現に向け議論した際、教育の情報化を推進するための目的やビジョン、及びICT教育環境の整備を進める指針となる教育情報化推進計画の策定を推進し、計画的に教育の情報化を進めることが求められており、当町では学校におけます教育の情報化の実態等に関する調査を実施しております。調査項目の教材研究、指導の準備、評価などにICTを活用する能力、授業中にICTを活用して指導する能力、児童のICT活用を指導する能力、情報モラルなどを指導する能力、公務にICTを活用する能力、これらでは約7割程度の教員がある程度指導できるとの調査結果になっています。また、推進計画策定に向けて、小中学校を対象に大和町教育の情報化推進計画策定のためのアンケート調査を平成29年3月に実施し、現在調査結果の取りまとめを行っているところでございます。

今後は、アンケート調査の結果をもとに、小中学校の担当教諭を対象とした情報教育担当研究会を開催し、推進計画の策定に係る情報交換を通じて、今年度内の策定を目指してまいりたいと考えておりますとお答えをいただいたところでございますが、その後の進捗状況と新要領におけるICT教育推進のポイントは何なのか、また昨年補正予算で計上した学校施設等一部への公衆無線LANの設置内容、場所や容量、活用策、今後の教育施設への無線LAN設置方針とあわせ、新要領が求める移動用端末の整備についてお尋ねをいたします。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、初めに情報化推進計画策定の進捗状況についてのご質問でございます。

大和町教育情報化推進計画につきましては、昨年度末に策定作業を終了しております。

す。計画期間につきましては、第2期みやぎの教育情報化推進計画と、計画終期をあわせ、平成30年度から平成31年度までの2年間としております。

次に、新学習指導要領におけますICT教育のポイントでございますが、新学習指導要領の第1章総則の第3、教育課程の実施と学習評価の(3)に内容が示されており、そのポイントといたしましては、1つとしまして児童生徒の情報活用能力の育成を図ること、2つ目にはICT環境を適切に活用した学習活動の充実を図ること、3つ目に各種教材教具の適切な活用を図ることなどが挙げられております。

次に、学校施設等一部への公衆無線LAN設置内容についてお答えをいたします。

平成30年1月の随時会議におきまして、補正予算を計上いたしました総務省関係補助事業におけます公衆無線LANの設置事業は、15カ所設置予定のうち、小野小学校を初め吉田、鶴巣、落合にあります教育ふれあいセンターの4カ所の避難所に指定されている学校施設等の体育館に設置予定でございます。

設置するアクセスポイントは、各施設に1台となりまして、半径25メートル以内の通信距離で50台以上の端末による同時通信時でも通信ができる予定でございます。災害発生時には、フリーで利用でき、通信手段の1つとして災害状況の収集、安否確認のための通信インフラとして活用するものであります。

平時におきましては、魅力ある大和町の情報発信や情報収集を可能とし、訪問者等の利便性を向上させていくものの、整備に当たりましては、独自のSSID、これはアクセスポイントに接続する鍵というんですかね、このSSIDを取得し、利用に当たっては利用者が特定できる方式、認証アプリケーションを採用するものでございます。

次に、今後の教育施設への無線LAN設置方針と、新要領が求める移動用端末の整備についてお答えをいたします。

現在、各学校に校内有線LAN環境が整備されているため、情報化推進計画に無線LANの整備計画は含まれておりません。これは、情報化推進計画の中で教科指導におけますICT活用、わかりやすい授業を基本方針の1つに掲げており、施策としてデジタル教科書の活用促進がございます。具体的には、小中学校の教育用パソコン等の更新を行い、不足しているICT機器を追加整備し、デジタル教科書の利用促進を図るものです。これまでは、普通教室2クラスに1台の整備を行っていましたが、普通教室全教室、特別教室の理科室に1台、特別支援学級設置校に1台の整備を進めることとしております。

この整備により、普通教室全教室において、常時デジタル教科書が使用できる環境

が整うこととなります。

小中学生のアンケートでは、デジタル教科書を使った授業はわかりやすいですかの問いに、88%の児童生徒がそう思うと回答しております。また、各学校の研究主任や教科主任で構成しております学力向上検討委員会では、学力向上につながる取り組み例につきまして、情報交換を行い、それぞれの学校で実践しておりますが、デジタル教科書の活用は非常に有効で、特に動画は効果的であるとの評価を得ております。

校内無線LANや、移動用端末の整備につきましては、新学習指導要領に具体的に表現されておきませんが、今後研究すべき事項として位置づけております。

以上です。

議 長 (馬場久雄君)

高平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)

それでは、お尋ねをします。

まず最初にちょっと聞いていただきたいんですが、情報化やグローバル化といった社会的変化が人間の予測を超えて進展、進化した人工知能、AIというんだそうです、がさまざまな判断を行ったり、身近なものの働きがインターネット経由で最適化されたりする時代、これはITOと言うんだそうですけれども、時代の到来が社会や生活を大きく変えるとの予測があると。これは、ニューヨーク市立大学の教授が2011年に小学生になった子供の65%は将来、今中学2年生ですかね、この年数からすると、今存在していない職業につくと予測しているんです。65%だそうです。もう1人の研究者によりますと、今後10年から20年程度で半数近くの仕事が自動化される可能性が高いというふうに予想しているんです。今の話というのは、町長として感想どのようにお持ちですか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

具体的な数字につきましてはあれですが、この話聞いたことがございます。そのとおり将来全く違う職業が出てくるということ、ということは全く環境が変わってしま

うということだというふうに思っておりますし、それから自動化されるということ、便利な時代ということも言えると思いますし、逆に言うと働かなくてもいいというか、多分1日何時間だけ働けばいいんだろうというふうな話もあったというふうに思います。便利なのかどうなのか、極端なことを言うとターミネーターの世界になってくると。あれは極端なんでしょうけれども。そういう時代に、いい時代と言えればいいのか、いろんな新しい課題が出てくる時代だと思います。

議長（馬場久雄君）

高平聡雄君。

14番（高平聡雄君）

今の話を今回の新学習指導要領を取りまとめて今後全国の小中高校にその実施をお願いする立場の文部科学省が正面から今の話を受けて、今後の教育行政の政策の中にさまざま打っていくということを捉えております。具体的に教育の情報化を取り巻く環境の変化、具体的には先ほど申し上げたIOT、例えばこれは出先からスマートフォンを経由して、おうちのガレージを開けておくだとか、電気をつけておくだとか、施錠をあけるとか、ご飯を炊くだとか、そういうものができる社会なんです。あとは、世の中に鉱山としてあるビックデータ、あるいは先ほどのAIですか、こういうことを含めて社会が大きく変化する第4次産業革命が目前に来ている。

ですから、それに対応したICTを活用できる創造性に富んだ人材の育成が急務だという前提で文部科学省が十分それを認識して、教育の情報化の一層の推進が必要ですよというふうに位置づけております。そういった中で、ご答弁の中に、指導要領の中の3つのポイントを提示していただきました。今後、質問する内容、私は財政を外しては話できないと思っていますので、今回町長にこの質問についてお尋ねをするということは、財政がありますよという意味でお話をさせていただいておりますが、実際の施策については、教育委員会さんが中心になってお進めになるんだろうというふうに思いますので、私が今後質問させていただく中で、教育委員会が答弁するにふさわしいという場合には遠慮なく教育委員会からのご答弁を求めたいというふうに思いますので、よろしくご判断をいただきたいというふうに思います。

3つのポイントを挙げておられる中の児童生徒の情報化活用能力の育成を図ることというふうに示してありますということですが、このことについて、あるいは2番目のICT環境を適切に活用した学習活動の実施を図ること、3つ目は各種教

材等の適切な活用を図るということ、これはテーマとしてはわかるんですが、具体的にはどういうことをしてください、あるいはしましようというふうにお話しになっていらっしゃる、理解をされているのか、お尋ねをします。

議 長 （馬場久雄君）

高平議員、大変申しわけございませんが、町長が12時30分から公務が入っているということもありましたので、ちょっと早目ですけれども、ここで暫時休憩をとりたいと思います。

再開は午後1時からといたしますので、ご了承いただきたいと思います。

午前 11時45分 休 憩

午後 1時00分 再 開

議 長 （馬場久雄君）

再開します。

午前中に引き続き一般質問を行います。

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

先ほどのご質問ということですが、新学習指導要領に係るICTのポイント3つ挙げましたが、具体的にということでした。小学校の学習要領によりますと、まず児童生徒の活動能力の育成を図ることということですが、これにつきましては、児童がコンピューターで文字を入力する中の学習の基盤として必要になる情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動とか、あと児童がプログラミングを体験しながら、コンピューターに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身につけるための学習活動。あるいは2番目のICT環境を適切に活用した学習活動の充実を図ることにおきましては、各学校におきましてコンピューターや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整えること、あと各種機材、教具の適切な活用を図ることにつきましては、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材、教具の適切な活用を図ることというふうに要綱の中ではうたわれているようでございます。

議 長 (馬場久雄君)
高平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)

それを具現化するための裏づけを文科省として今言ったことを着実に進めて実現するための整備の目標だとか、あるいはそれに対する財源の手当だとか、そういったものはどうなっているんですか。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

目標ということですが、このほかに平成30年度以降の学校におけますICT環境の整備方針というか、28年度の調査結果ですね、そういったものが出ております。それにつきましては、具体的にコンピューターの設置の考え方とか、技能の考え方、ネットワーク、校内LAN、そういったものが具体的に30年度以降という形でございます。ですから、30年も入るわけですけども、それが別に整備方針という形で通知が来ているようでございます。

議 長 (馬場久雄君)
高平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)

じゃあ文科省がこういうことをやっていきたいということについては、町として十分にその内容を理解しているということによろしいですか。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

町として十分ということですが、30年度以降というものにつきましては、教育委員会のほうで今いろいろ検討されると思いますけれども、具体的に町

のほうで何年度にどうする、こうするということろまではいつているものではございません。

議 長 (馬場久雄君)
高平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)

大分30年にこだわりになっていらっしゃるようなんですが、実際この指導要領が順調にスタートするためには、その前段で準備を進めなきゃいけないというのは誰が見ても当然のことです。今お話をいただいたものを実現するための財政措置として、どのようなものがあるのか、おわかりになれば教えてください。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

これについては、財政措置につきましては、具体的にまだ町としては把握しておりません。

議 長 (馬場久雄君)
高平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)

これは既に28年度から5年間ということで、これまでよりも予算額を大きくして、具体的に言いますと1,805億円、これを5年間、これは単純に割りますと、1自治体当たり1年間1億円という予算をこのICT教育の推進のために新たにこの期間準備をしますということ、これを承知していないというのは、甚だ残念としか言いようがありません。もう28年度から始まっているのでありますから。これはさっき調べて内容を把握していただけますか。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

早速確認させてもらいたいというふうに思いますが、これは教育長からちょっと補足します。

議 長 （馬場久雄君）

教育長上野忠弘君。

教育長 （上野忠弘君）

ただいまの財政的な面ですけれども、国のほうで毎年この事業にはこれくらいの予算をつけますよというふうなことで、地方交付税等に織り込まれていたり、ありますね。そんなところで、大和町については3年前から、4年前ですか、ICT環境整備をして2分の1の整備、デジタル教科書の整備、あとあるいは問題データベース、そしてスクリーンとプロジェクター等々の整備を進めておりますので、具体的にその言葉はありませんが、現実問題として整備は進んでいるというふうに考えております。

議 長 （馬場久雄君）

高平聡雄君。

14 番 （高平聡雄君）

ありがとうございます。進んでいるということではありますが、これは文科省が先ほどお話をいただいた目標と定めているものから言って、今教育長がご答弁いただいたのは、ステージとしては第1段階ということで大和町の場合は、要するに基礎的なところで進んでいるということだけでして、何度も言いますように、文科省が求めるものというのは、既に第3ステージに今回の予算措置で早急に進むようにということですから、2ステップおくられているんですよ、現実には。ですから、先ほど申し上げましたように、過去はそういう形でやってきていますということだとどまっちはいけない。スピードはさらに加速されているという認識をお持ちいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

先ほど30年度にこだわっているというお話ですが、文科省から来ている数値の中に、平成30年度以降の学校におけるというふうな文言が出ておりますので、30年を申し上げております。それで、この通知が来ているのが29年の12月26日でございますので、その段階にはこの通知が来ているということでございます。全体からして、国のそれからおこなっているかという話でございますけれども、29年の12月の方向が示されているところでございますので、そこからおこなえないようにやっていかなければいけないというふうに思います。

議 長 （馬場久雄君）

高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

ぜひおこなえないようお願いをしたいと思います。

例えば、1つの例として無線LANを取り上げて、今回総務省の予算を使っていたきながら、学校施設の一部に設置をするということにやっとたどりついているわけですが、この今回おつくりになられたその他の学校施設、教室の中には、既に無線LANがあるから無線LANは計画に入れていませんと申されておりますが、先ほど言った目標の中には既に100%無線LANを普通教室に設置しなさいと、設置しましょうということになっているんですが、そういったベース、認識にお立ちになっていらっしゃるのでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

施設の整備関係でございますが、無線LANにつきましては、お話のとおりWiFi関係のといえますか、そういった中で今回取り組みをしました。そして、学校関係の施設にも避難所ということもあって取り組んだところでございます。意識的なものということでございますが、学校では今、先ほども答えましたけれども、無線LANというんですかね、その中で整備のレベルをもう少し上げようということで、そ

の形を進めておりますので、そちらの方向がまず第一義かというふうに思いますが、
なお、考え方につきましては、教育委員会のほうから、教育長のほうからお話し申し
上げます。

議 長 （馬場久雄君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

現在町においては、有線LANを使ってまずは整備の方針の中にも視点という部分
であると思うんですが、学習活動をまずメインに考えてくださいと。つまり、主要教
科、あるいは9教科の学習において効率の上がるような整備をしましょうということ
です。つまり、単純に言えば、学力を保証するような指導を行う、そのためのICT
整備ということで、現在の整備計画、つくったものはことしと来年2カ年です。2カ
年というのは、県の整備期限が来年ですので、それにあわせて見直そうという考えで
あります。その流れに乗って整備をしてきて、そして現在2分の1整備から、各教室、
それから理科室、それから特別支援学級の1教室ということで整備をするという方向
で、100%、これは当然先生方の、あるいは子供の声を聞きながら、このような整備
が望ましいと、現在の状況で2分の1整備では、移動しながら使うという非常に手間
のかかる活用なんだと。デジタル教科書というのは、現在文科省のほうで2020年から
デジタル教科書と紙教科書の併用を認めました。ただし、文科省で言っているデジタ
ル教科書というのは、教科書を拡大するだけの形なんですね。データ資料が豊富に入
っていたり、動画とかわかりやすい見方をするとか、考え方をするとか、そのような
データは入っていません。それは今大和町には入っている状況がありますので、その
整備をまずもって行っていくと。

その次の段階として、インターネット等の無線LAN等の整備になりますが、現在
でも各学校に生徒数分、大規模校であれば40人分、一クラス分ですね。インターネッ
トも使える、パソコンが入っております。それを使うことによって現在小学校であれ
ば基礎的な学習、プログラムとか、あるいはローマ字入力というのが最近難しいとか
あるので、ローマ字入力の学習とか、あるいは修学旅行の準備とかしていきます。中
学校になれば、今度はインターネット環境を使って、当然無線LANですね、それを
使いながら2年生なんです、35時間技術家庭の中で基本的な操作、あるいは機器の
関係、あるいはソフトの活用などを進めたり、あるいは総合的な学習で情報収集をし

たりしながらの活動をしておりますので、現在大和町の施設については、学習活動、子供たちが確かにわかる、できる、学習をメインとして、それにプラスして40台規模の無線LANを併用して使っているパソコン室がありますので、その形でまずもって進めていくと。そして、まず来年度ICTが各教室に100%整備した段階で、次の段階としてWi-Fiですね、タブレット等の形を考えていきたいと思うんですが、タブレットの場合もどんな活用があるのか、私自身も悩んでいるのが、子供たちは既にスマホ等で無線LAN的な、内容的な情報収集、発信などを行っているわけですね。そんなところでどのような活用が望ましいのかを研究しながら、整備に向けての検討を進めたいというふうには考えております。

議 長 (馬場久雄君)

高平聡雄君。

14 番 (高平聡雄君)

丁寧な説明ありがとうございます。限られた時間ですので、お互いに簡潔にやりとりをさせていただきたいというふうに思います。

今のお話は、町の現状のご説明ということで理解をしました。しかし、先ほど申し上げましたように、国でこの5年間に進めようと、特に2020年あと2年後ですか、そこまで達成したいというのは、学習用の移動式タブレットに代表されるような移動式端末、これは教室だったら3分の1、要するに3クラスで1クラス分を準備しましょう。指導者には各1台準備しましょう。映像装置、これはもう既に設置されているんだろうというふうに思いますから、これは目標達成されているのかなというふうに思います。公衆無線LAN、これについては学校の中全てに配備しましょう、これ100%。あとはICTの推進に当たってのもととなる教員の指導力、これも100%に20年まで持っていきましょう、昨年のお話ですと、70%というふうになっております。ですから、お答えいただくのは端的に現在、現時点での指導能力が何%、100%に対してどのぐらいになっているのかというのを教えていただきたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

ただいまの件につきましては、教育長からお答えいたします。

議 長 （馬場久雄君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

教員の指導の部分ですけれども、7割というふうなことで把握をしております。それで、現在つくりました推進計画の中では2カ年で100%に高めようというふうな考えでおります。

議 長 （馬場久雄君）

高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

これに対しても人的なご処置のことだと思いますが、改めて申し上げますと、そういう環境になるように、あるいはそういう環境であっても何かの場合に支援をしていただく立場の方、これは4校に1人配置しますということが国のお約束ですから、そういうことも踏まえて積極的に取り組んでいただきたいという観点からなんですが、無線LANの話にちょっと戻りますけれども、今本来は昨年度補正だから昨年度なんですけれども、繰り越しましたから、ことし今からやるんですけれども、無線LANの整備について、これは総務省の防災関係の予算を使うという関係もあって、避難所をメインにというようなことを申されました。これも私にとっては不十分だと思っっているんですよ。それは、何かというと、体育館だけが避難所というようなことではないというふうに理解しております。ですから、そういう意味では例えば音楽室を妊婦さんとか、小さいお子さんを抱えた方の授乳等を目的としたそういう形での避難部屋、あるいは障害を持った方、あるいは多くの方々と一緒にいることがなかなか難しいという立場の方、それを理科室の避難所として利用しましょうとか、そういう行政が教育委員会が、そういう位置づけをしていれば、そこにも無線LAN設置できるんですよ、その予算で。そういう検討をされたんでしょうか。聞かせてください。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

昨年の暮れの無線LANの整備の段階では、そこまで学校の教室、教室までの検討はやっておりません。

議 長 （馬場久雄君）

高平聡雄君。

14 番 （高平聡雄君）

せっかくそういう制度を使うわけですから、できるだけ多くの場所にそういうものが設置できるように検討されたほうがいいのではないかというふうに思いますし、今後先ほど教育長が申された地方財政措置によって、さまざまなICTの設備拡充に努めてきたということではありますが、先ほど言った1,805億円、これも同じく地方財政措置なわけであります。この財政措置について、ぜひ使ってくれと、使わないと総務省から使わないだったら、すぐこれはやめますよというような、逆に推進を図るためにぜひそれは100%使い切ってほしいということをお求めての話なんですけど、そういう状況でいるわけです。その基礎となるものが、設置計画、推進計画なわけです。これに書かれていないものを整備するわけにいかないから、ですからこの一、二年の計画で進めていますというのは、甚だ私にとって歯がゆいというか、不甲斐ないというか、みすみすそういうものを1年1億円掛ける2年待ただけで2億円を見逃してしまったという状況になるわけです。それを町単費でやるかと、これまた大きな問題が出てくるわけで、そういう意味でも2年とは言わずに早急に推進計画書の見直しを国の考え方に沿って、進めていただければなど。現実にもそういうことをやって進めているところは、いっぱいございますし、そういう意味でも情報の把握の仕方、それを前に進めるための研究の仕方というのが不十分なんではないかということをお指摘させていただきます。

単純な財政措置の問題なんですけど、町長、地方財政措置、平たく言うと交付税措置ということになるわけですね。地方交付金ということになるわけですね。万が一、これは不交付団体なんかになった場合には、地方財政措置というのは、どういう考え方に立つようになるんですか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

その辺は財政課長から。

議 長 （馬場久雄君）

財政課長千坂俊範君。

財政課長 （千坂俊範君）

ただいまの地方財政措置につきまして、お答えさせていただきます。いわゆる交付税措置というものにつきましては、基準財政需要額というものを総務省の基準に従いまして算定しております、その中に費目として算定されるということになるわけですが、一応その需要額を算定した合計額が基準財政収入額のほうが大きいということになれば、交付税としては交付はされないんですけれども、交付税算定上は、計算上は参入されているという状況でございます。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

この財政措置についても、今財政課長から申されたものをまるきり反映させるわけですので、そうなれば仮に順調に財政が進むということになれば、これは現実に国からいただけるものが表面上はあったとしても、実際にはいただけないということになるわけですね。ですから、そういった意味でもいただけるときにいただけるようなことをしないと、これについても見逃してしまうとそういうことが起こり得ると思うんですが、さらには仮に全くいただけないではないけれども、その額が減ってしまうというようなこともあり得るわけです。それでも、一方で計画進めなさいと言われてたら、丸々持ち出しになるわけですよ。ですから、そういう意味でも整備計画について早急な見直しと、それに対する国への交付税措置の申し入れをすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
まずその制度について再度確認をしたいというふうに思いますが、おっしゃるとおりだというふうに思いますが、その確認の中でどうやるべきか対応を考えてまいりたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)
高平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)

ぜひ確認をお願いします。私が承知している範囲では、まるきり同じだというふうに承知をしております。これは、ある地域の実例ですが、小学校4年生、5年生、6年生と中学校の生徒たち、その自治体は合計で6,000名いるそうであります。そこに、今回はその制度を利用させていただいて、全員に移動系の端末を手配をすると。これは、公衆無線LANの設置、あるいはそれに対するランニングコスト、そういったものも含めて、1人当たり1万6,000円、ですから相当コストも低くなってきているということではありますが、整備を始めるということでもあります。総額で言うと9,600万円ですかね。先ほど昼休み前に教育総務課長さんに同じく大和町で実施した場合を想定して、小学校と中学校該当する人数何人いるかなと思って、資料をいただきました。そうすると、大和町では4年生以上中学校3年生まで1,872名、これで数の論理があるでしょうから、例えば1万6,000、7,000、2万円として算定した場合に、3,750万円ほどということになります。

ですから、これを直接町の持ち出しで、目標達成ために頑張らなきゃいけないということにならないように、ぜひ検討を進めていただきたいのと、検討だけではなくて、これは計画がないとやれないという前提ですから、計画を早急につくってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

先ほどICT方針というの申し上げたんですが、その中に無線LANもあるんですが、有線LANの設備ということもあるんです。ですから、多分いろいろ学校によって進んでいるところ、そうでないところ、いろいろある中での整備だというふうに思っております。先ほど町では教育長お話ししたとおりの進め方をしているところがございますけれども、そういったことの中で今のような計画見直し、どの段階で早速ということだというふうに思いますけれども、そういったものが制度的にどういうふうになってくるのか、その辺も早速調べさせてもらって、考えさせてもらいたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

高平聡雄君。

14番 （高平聡雄君）

これは、今の一連のお話を聞いたのは、文部科学省の担当課長からの直接のお話をいただいて、ここで議論をさせていただいております。ですから、多分このような制度、あるいは目標、あるいはそれに対する財政措置、そういったものについては間違いがないという前提でありますので、ぜひ検討を求めたいと思います。時間が限られておりますので、きょうはこの件についてはこの程度にさせていただきます。

議 長 （馬場久雄君）

では、2件目お願いします。

14番 （高平聡雄君）

続いて、2件目、MMWINみんなのみやぎネットについて、お尋ねをします。

東日本大震災では、津波によりカルテが消失し、診察に大きな支障が生じたことを受け、診療情報を電子化し、バックアップする体制を構築し、緊急時患者への速やかで高度な医療の提供を可能とする情報システムですが、町内施設の参加状況や行政とのかかわりについてお尋ねをいたします。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、MMW I Nみんなのみやぎネットということでございますが、このみんなのネットとは、良質な医療、介護が適切に提供される体制を確立して、県民の安心と信頼を確保するために宮城県や総務省、厚生労働省の復興補助金を活用し、宮城医療福祉情報ネットワーク協議会が構築したネットワークでございます。

このシステムは、医療機関、介護福祉施設や保険薬局などで扱われます診療情報や介護福祉情報などを電子化し、MMW I Nに加入された患者さんの情報をコンピューターネットワーク上で遠隔保存、共有することで安全で質の高い医療や、介護福祉サービスを提供することになります。さらに、東日本大震災をきっかけに万が一の災害事故におきましても、情報を失うことのないような診療情報のバックアップ体制と、他施設との診療情報を共有を目的とした情報ネットワークの構築を目指しており、開示できる情報は病歴、アレルギー情報、検査結果、処方、入院時要約などでございます。

このMMW I Nに加入することで、患者さんにとっては情報の共有が進むことにより受診する病院等の施設で病状を繰り返し説明する必要がなくなり、投薬、検査の重複を防ぐことができることになります。システムの稼働後、薬局等を中心に800を超える医療機関等が参加しており、本町におきましては公立黒川病院ほか、5医療機関等が参加しているようでございます。

現在、総合病院などにおきましては、勧誘ブースを設置してシステムを運用する協議会のスタッフが加入を呼びかけており、各参加施設におきましても、ポスターの掲示、パンフレットの配布、さらには宮城医療福祉情報ネットワーク協議会、及び宮城県医師会が発行している広報誌にも掲載し、周知が図られております。

現段階で、本町といたしましては今後MMW I Nみんなのみやぎネットに関する情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

議 長 （馬場久雄君）

高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

ご答弁の中に黒川病院が既にこれに加盟しているというお話であります、今後情

報収集に当たるというようなこととは裏腹に、今言った行政がかかわっている病院が既に加盟しているということで、情報は既にお持ちなのではないかなというふうには私は前提として思っていたんですが、これに加入する、しない、あるいはこれがそれにふさわしい団体が運営しているだとか、そういうものについては町としては現時点では把握されているんでしょうか、いないんでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ふさわしいとか何とかいうのはどういうのがふさわしいかは、ちょっとあれですけども、具体的に黒川病院が入っているんですけども、黒川行政の話、病院独自の判断ということだというふうに思っています。それで、町としてこの制度組織とかそういうものについて、具体的な情報につきましては、余りまだ持ち合わせておりませんので、今後注視したいということでございます。

議 長 （馬場久雄君）

高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

今お話しあったように、ふさわしいか、ふさわしくないかというのは、これは情報の問題ですよね。要するに個人の特に一番ナイーブなというか、外に漏れちゃだめだという病気の履歴やら治療の履歴やらと、そういうものがこれにはカルテとして踏襲されているわけですから、そういうものを扱う団体にふさわしいかどうかという判断なくして、こういうものに参加するということは、あり得ないんじゃないかという観点でお尋ねをしたわけでありまして。これは、黒川病院としては独自に参加したということでもありますので、大和町としても黒川病院でどうしてそういうものに参加したのか、そのメリット、デメリットについてはどういう考え方に立ったのかというのが十二分に検証していただいて、それが今後間違いないものかどうかというものを町民にも知らせる必要があるのではないかとこのように思います。その点について、考え方、お尋ねしておきます。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
黒川病院が入っている、公立でございますので、そういったことについては確認してみたいと思います。訪問ステーションも入っているようでございますので、確認したいと思います。

議 長 (馬場久雄君)
高平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)
この共通化カード、要するにサーバー1つに対してこれまでも別のところで議論してきた、要するにクラウドを使って参加医療機関、あるいは福祉施設、そういったもののデータを一括集めて、それに参加しているところではどこでも患者の要望によってそのデータが使えることになるということだというふうに思いますが、こういったことについて、町として町民の方々に理解を深めて拡大するほうがいいのか、それはいか、それはもう全く町としては関与しませんよという立場なのか、聞かせてください。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
情報のことですので、非常に大事なことだというふうに思います。ただ、医療機関とした場合、そういった情報があったほうがいいのかという判断もされているということで、これは県の医師会のほうではそういった嘉数会長が推薦をしているようでございます。黒川医師会のほうではちょっと確認しておりませんが、そういったことで、その辺の医療機関の考え方、あと我々行政といいますか、一般住民の考え方というのが両方あるというふうに思っております。いい制度、システムだけれども、怖いといいますか、既に何でも同じなんですけれども、その辺はいろいろ慎重に検討する必要があるんだろうと。それがいいのか、悪いのかという部分についてもいい部分と、

そのとおり心配な部分ということで、どっちかということがなかなかできないところ
です。その辺の検証をしなければいけないと思います。

議 長 (馬場久雄君)
高平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)

この団体に対する町からの例えば出資だとか、あるいは行政的な何らかのサービスの
バックアップだとか、そういったものは現時点ではないということで理解してよろ
しいんでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
現時点ではございません。

議 長 (馬場久雄君)
高平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)

具体的な使用例として、これ加藤眼科さんも入っているようですが、眼科と内科と
いうのはある程度情報の共有というのが求められるので、この組織の中にも眼科の加
入率というのが非常に高いんですが、例えば目の手術をする場合に、内科の所見とい
うのが求められるケースが非常に多くあるわけです。そのために、眼科に行って、内
科の情報をもらってきてくださいということで、仙台の眼科に行って帰ってきて、黒
川病院に行って、その診断書をもらってまた仙台の眼科に行くだとかということが
これまでの普通の受け方だったわけです。それが、その眼科さんと内科医さんがこれ
に加盟していることによって、眼科医に行くだけで、内科の所見がつぶさにわかると
いうようなことがあるわけです。ですから、それは患者さんにとって相当メリットも
あるのではないかなというふうに思います。

私の個人的なこれに対する見解としては、さまざま克服というか、あつてはいけな

い情報漏れだとか、そういったことさえなければ非常に大きな患者さんにとっての、特に緊急時のリスクを回避する上でも機能する制度なのではないかなというふうに思います。町としてこれを進めるべきかどうかということについて、町長は現時点では進めるというのは、要するにこれに対しての見解というものを述べる場合には、どういう立場での考え方になるでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

確かに情報のやりとりについて、目の手術をする場合には内科で検査をやってということもございます。そういった場合には、有効なのかなという思いもありますが、これが一定期間空いたときはどうなのかとか、そういった課題もあるんだというふうに思います。データの新旧といたしますか、そういったことがあるんだと思います。課題いろいろあるんでしょうけれども、その辺は医師会、東北大も一緒にやっておられるようなので、そういったところの整合といたしますか、準備やられているというふうに思います。我々が確認したりしていないところもございますので、今ちょっと考えただけでも今のようなこともあるということです。今の立場でどういう見解なのかということになれば、そういった制度ができていて、そして県の医師会で勧めている方向であるということですから、お医者さんが信頼しているということがまず1つあるんだというふうに思いますけれども、これは施設、薬局、そういった方々も全部入るように聞いております。ですから、データが全部寄ってくるわけですから、それについては各業界の方々の意見といたしますか、考え方も聞いてみなければいけないと思いますし、あとは組織に対する信頼等といたしますか、それは県が出してくる、総務省が出しているから間違いはないとは思いますが、そういったものの確認とか、繰り返しになりますが情報の収集をした中で、これは町がこうなさいというわけではないのですが、こういう制度ですよ、よろしいのではないですかということまで言えるかどうか、それまでも判断する材料を探しておかなければいけないというふうに思います。

議 長 （馬場久雄君）

高平聡雄君。

14 番 (高平聡雄君)

私も縁があって実はこれに登録をしまして、IDカードを所有しております。ですから、これはクラウドに私の情報が多分病院のカルテの内容で登録されていると思います。先ほど言った行政としての捉え方の1つの判断材料になるのではないかと思いますので、ご案内させていただきますが、県の広報にはこのことについて情報提供がされて、こういうものが今進んでおりますということで、お知らせをしております。今お話しがあったように、医師会あるいは東北大というような地域のそういう関連の方々の方々の代表者の方々に震災を経た中で、緊急医療体制の整備という中で考えられてきたものだというふうに理解をしておりますので、大和町としての判断も加えて、できればそういう災害時の対応としてこういうことがあるんだというような行政としてのお知らせもあってはいいのではないかとこのように私は思います。そういったことも含めて、町長の今後の扱いについてお話をいただきたいと思っております。

議長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

かつて情報というものが出るとは困るという、またはプライバシーの問題があるということで、絶対出してはだめだという状況があって、そういった電話番号さえ教えられないような状況でしたが、震災以降やっぱりいろいろ違った観点からのものができております。七ヶ浜さんですか、75歳以上の方が、そういったこともありますので、そういったことについて非常に難しい問題だというふうに思っております。こういったものがありますよとお知らせということは、それは可能、あとは判断、皆さんですよということが。情報の提供としてそれはまず1つあるんだというふうに思っておりますけれども、今後のあり方につきましては、なかなか難しい判断だというふうに思っています。繰り返しになりますけれども、これは大和町だけではなくてほかの各自治体、そういった方々のご意見とかも聞きながら、関係病院とか、そういったものの情報を集めながら慎重に取り組まなければいけないと思っております。

以上です。

議長 (馬場久雄君)

高平聡雄君。

14 番 (高平聡雄君)

きょうの一般質問の総括ですが、学校でICT教育、昔は読み書きそろばんと言ったんですが、今は読み書きと同列で、読み書きパソコンなんだそうです。ですから、それは読むと書くのと同じような教育をなさйтеというのですから、先ほど言った政策について十二分に検討いただくことを強く求めて、私の一般質問を終結します。ありがとうございました。

議長 (馬場久雄君)

以上で、高平聡雄君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩の時間は10分間といたします。

午後 1時44分 休憩

午後 1時54分 再開

議長 (馬場久雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 3 「議案第44号 大和町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」

日程第 4 「議案第45号 大和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」

日程第 5 「議案第46号 平成30年度大和町一般会計補正予算」

日程第 6 「議案第47号 平成30年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」

日程第 7 「議案第48号 平成30年度宮床児童館新築工事請負契約について」

議 長 （馬場久雄君）

日程第3、議案第44号 大和町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例から、日程第7、議案第48号 平成30年度宮床児童館新築工事請負契約についてまでを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。子育て支援課長内海義春君。

子育て支援課長 （内海義春君）

それでは、議案書の38ページをお願いいたします。

議案第44号 大和町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。

今回の条例改正につきましては、国で定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正にあわせ、放課後児童支援員の基礎資格の対象者について、当該条例の一部を改正するものであります。

説明につきましては、別冊の条例議案説明資料の40ページで説明をさせていただきますので、そちらのほうをお願いいたします。条例関係説明資料の40ページであります。

こちらの大和町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の新旧対照表の第10条関係であります。第10条第3項第4号の改正の内容につきましては、規定の明確化を行うものでありまして、学校の教諭となる資格を有する者を放課後児童支援員の基礎資格と規定しているところを、教員免許状の更新を受けていない場合の取り扱いを明確にしたものでございまして、有効な教育免許状を取得した者を対象とするために、学校教育法の規定により幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校または中等教育学校の教諭となる資格を有する者を教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者に改正を行うものでございます。

次に、第10条第3項に次の1項を加え、第10号として放課後児童支援員の資格要件の拡大について規定をするものでございまして、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であれば、町長が適当と認めた者であればというものの新設を行うものでございます。

議案書38ページにお戻りをお願いいたします。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行をいたすものであります。

続きまして、39ページをお願いいたします。

議案第45号 大和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基

準を定める条例の一部を改正する条例であります。

今回の条例改正につきましては、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴いまして、条例中所用の事項の改正を行うものでございます。説明につきましては、別冊の条例議案説明資料の41ページで説明をさせていただきますので、そちらのほうをお願いいたします。

説明資料41ページであります。大和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の新旧対照表でございます。

こちらの第15条関係であります。ここにおいて、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等の事務権限を指定都市へ移動することができる規定が追加改正されたもので、条例において引用している規定について、改正を行うものでございます。

条例第15条中第2号の括弧書きでございますけれども、同条第9項の規定による工事がされたものに限るを、同条第11項の規定による工事がされたものに限るに改正を行うものであります。

議案書39ページへお戻りをお願いいたします。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の大和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の規定は、平成30年4月1日から適用とするものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

財政課長千坂俊範君。

財政課長 （千坂俊範君）

それでは、議案書40ページをお願いいたします。あわせまして、歳入歳出補正予算事項別明細書第1号も準備をお願いしたいと思います。

議案第46号 平成30年度大和町一般会計補正予算（第1号）でございます。

第1条につきましては、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ2億3,313万円を追加いたしまして、予算額を105億8,513万円とするものでございます。

第2項の予算補正の款項の区分につきましては、41、42ページの「第1表」によるものとなっております。

それでは、別冊の事項別明細書3ページをお願いしたいと思います。

初めに、歳入でございます。

15款国庫支出金 2 項 2 目民生費国庫補助金につきましては、認可保育所整備に係ります交付金を追加計上いたすものでございます。同じく15款 3 項委託金 4 目土木費委託金につきましては、吉田川の床上浸水対策特別緊急事業に係る用地事務の受託に伴い追加計上をいたすものでございます。

18款寄附金 1 項 3 目教育費寄附金につきましては、児童図書を購入費用として申し出のございました寄附金を計上いたすものでございます。

20款繰越金 1 項 1 目繰越金につきましては、平成29年度からの繰り越しでございます。調整財源といたしまして7,612万5,000円を計上いたすものでございます。

21款諸収入 5 項 3 目雑入につきましては、大和町文化振興協会運営事業費の精算金でございます。まほろばホールにおきます平成29年度自主事業に係る精算金となっております。

詳細につきましては、別冊の資料に基づきまして公民館長よりご説明させていただきます。よろしく願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

公民館長阿部昭子さん。

公民館長 (阿部昭子君)

それでは、追加の説明をさせていただきます。

ただいま財政課長よりご説明申し上げました一般会計補正予算の歳入 3 ページでございますが、21款 5 項 3 目雑入54万5,000円につきましては、大和町文化振興協会事業費の平成29年度分精算金でございます。別冊の議案第46号関係平成29年度大和町文化振興協会歳入歳出決算書もあわせてごらんいただきたいと思います。

歳入総額2,396万7,814円、歳出総額2,332万2,308円で、差し引き64万5,506円が残額となっております。その全額を平成30年度一般会計に戻し入れするものでございます。ただし、当初予算で10万円を計上いたしておりましたので、差額分54万5,000円を補正させていただくものでございます。

以上でございます。よろしく願いします。

議 長 (馬場久雄君)

総務課長後藤良春君。

総務課長 （後藤良春君）

次に、事項別明細書の4ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費1節報酬費9節旅費、報酬費につきましては、11万8,000円、旅費3万円につきましては、特別職給与等審査会の報酬と費用弁償でございます。なお、一部の報酬なんですけれども、平成17年から同額でありますことから、検討するものでございます。

以上でございます。

議長 （馬場久雄君）

保健福祉課長櫻井修一君。

保健福祉課長 （櫻井修一君）

続きまして、3款民生費1項社会福祉費2目老人福祉費でございます。28節繰出金につきましては、介護保険事業勘定特別会計への繰出金をお願いするものでございます。

続きまして、同じく3款1項4目障害者福祉費でございます。13節委託料につきましては、マイナンバー制度によります補装具給付の受給情報を連携させるためのシステム改修に要します委託料の補正をお願いするものであります。

よろしくをお願いいたします。

議長 （馬場久雄君）

子育て支援課長内海義春君。

子育て支援課長 （内海義春君）

続きまして、2項児童福祉費2目児童措置費の13節委託料につきましては、児童手当法施行令の一部改正に対応するためのシステム改修業務に要します経費をお願いするものでありまして、児童手当の所得制限の判定に係る所得につきましては、未婚の母、または父にも地方税法上の寡婦控除の適用とみなす、みなしの控除措置がとられたところございまして、未婚のひとり親に不利な取り扱いとならないように、今回国のほうで法改正したものでございまして、それに関連しましてシステムの改修を行うものでございます。

次に、4目保育所費の19節負担金補助及び交付金は、平成31年4月1日開園に向けての認可保育所整備事業に係る費用に対して設置事業者へ補助を行うものでございます。

以上であります。よろしくお願いたします。

議長（馬場久雄君）
都市建設課長蜂谷俊一君。

都市建設課長（蜂谷俊一君）

続きまして、7款土木費1項土木管理費1目土木総務費であります。先ほど歳入でも話がありました床上浸水対策特別緊急対策事業用地事務委託に伴い、財源の組み替えを行ったもののほか、5ページにあります7節賃金については、同じく吉田川床上浸水対策特別緊急対策事業の本格化及び各種窓口業務等について事務補助員をお願いするものでございます。続きまして、2項道路橋りょう費2目道路新設改良費であります。防衛省補助事業となります。13節委託料については、昨年度に用地測量を行いました町道幕柳大平線について、登記簿等から一部買収が相続等により困難と思われる土地が判明しましたので、線形統をその土地にかからないように調整した結果、屋敷林、居久根等の一部がかかることとなったため、その補償調査を行うものでございます。

15節工事請負費については、継続事業の防衛省補助事業町道前河原熊谷線の舗装改良工事について、施工延長120メートルを200メートルとし、事業の進捗を図るものであります。なお、昨年度施工箇所から200メートルとなりますと、団地内の中心部の信号がござい交差点を10メートルほど過ぎたところまで施工となる予定でございます。

22節補償補填及び賠償金補償費であります。先ほど13節で委託料でも話しさせていただきました屋敷林等の補償費であります。

続きまして、4項都市計画費1目都市計画総務費であります。都市計画審議会、都市計画の見直し等に係る経費であります。

13節委託料であります。宮城県において仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針が本年5月15日に告示されました。町が編入要望しました岩倉地区、杜の丘北地区、吉岡西部地区、3地区について方針の中に位置づけられたところであり。今回そのうち、岩倉地区について活発な企業の動きなどから、早期の受け皿確保のた

め、市街化区域編入解除に向けた申請を行うための業務委託費であります。

続きまして、同じく4項都市計画費3目の公園費になります。11節需用費の修繕費であります。大和町学校給食センター前に都市計画公園せせらぎ公園がございます。本年3月20日、朝8時15分ごろ、教育総務課長より給食センター前の公園施設でスプレー缶によります落書きがあるとの報告を受けました。現地を確認したところ、通称ひょうたん池のコンクリート構造物部分に落書きを確認し、警察と立ち会いを行い、被害届を同日提出しております。その落書き洗浄業務についてお願いするものでございます。なお、その後警察からの連絡はいただいている現状でございます。現地については、現在はブルーシートにより養生中でございます。

以上であります。よろしく申し上げます。

議 長 (馬場久雄君)

教育総務課長小川 晃君。

教育総務課長 (小川 晃君)

続きまして、9款3項3目施設整備費についてご説明申し上げます。

施設整備費は、中学校維持管理費の補正をお願いするものでございます。15節工事請負費につきましては、大和中学校の防火シャッターが不作動のため、修繕のための工事請負費の補正をお願いするものでございます。

よろしく願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

公民館長阿部昭子さん。

公民館長 (阿部昭子君)

続きまして、9款4項2目公民館費図書室運営費11節需用費3万円の消耗品でございますが、黒川郡連合青年団より3月25日に行われましたチャリティーコンサートの収益金からのご寄附をいただきましたが、その寄附金全額を児童図書の購入に充てさせていただきたいというものでございます。なお、寄附金は4万円をいただきましたが、当初予算で1万円を既に計上いたしておりましたので、差額分3万円の補正をお願いするものでございます。

よろしく願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

生涯学習課長櫻井和彦君。

生涯学習課長 （櫻井和彦君）

続きまして、5項保健体育費1目保健体育総務費でございます。3節職員手当等でございますが、8月26日に開催されます東北総合体育大会自転車ロード競技におきまして、安全確保のため立哨に従事いたします職員37人分の時間外勤務手当の補正をお願いするものでございます。

次に、2目広場管理費15節工事請負費でございますが、北目レクリエーション広場ののり面側溝に土砂が堆積し、雨水が民家側に流れ出すおそれがございますため、土砂撤去工事を行うものでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

保健福祉課長櫻井修一君。

保健福祉課長 （櫻井修一君）

続きまして、議案書43ページをお願いいたします。

あわせまして、別冊の大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書1号をお手元にご準備のほどお願いいたします。

議案47号 平成30年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算でございます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ252万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億8,177万4,000円とお願いするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

それでは、事項別明細書11ページをお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

7款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金の2節職員給与費等繰入金につきましては、臨時職員の賃金等に要します費用を一般会計より繰入金の補正をお願いするものであります。

続きまして、歳出でございます。

4款地域支援事業費3項包括的支援事業費3目包括的継続的ケアマネジメント支援事業費の4節共済費及び7節賃金につきましては、介護支援専門員有資格者の臨時職員の社会保険料及び賃金の補正をお願いするものでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

議長（馬場久雄君）

子育て支援課長内海義春君。

子育て支援課長（内海義春君）

それでは、議案書45ページお願いいたします。

議案第48号 平成30年度宮床児童館新築工事請負契約についてであります。

上記工事について次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本件につきましては、予定価格が5,000万円以上となりますことから、議会の議決をお願いするものでございます。

1の契約目的、平成30年度宮床児童館新築工事。

2 契約の方法、一般競争入札による請負契約。

3 契約金額、1億2,528万円。うち消費税が928万円であります。

4 契約の相手方、仙台市青葉区中江2丁目23番20号 阿部建設株式会社であります。

それでは、別冊の議案第48号関係説明資料のほうをご準備をお願いいたします。こちらの説明資料に基づきましてご説明をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

初めに、1ページでございます。初めに入札の状況であります。入札参加資格条件としまして、地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の各号の規定に該当しないこと。次に（2）といたしまして、平成29年、30年度大和町建設工事入札参加資格の承認された者で、下記の事項に全て該当する者であることとしております。①としまして、宮城県内の地方公共団体から資格停止の処分を受け、入札公告期間中に指名停止を受けていないこと。②としまして、建設業法に規定する建設業の許可を受けていること。③としまして、工事現場に監理技術者または主任技術者を専任で配置できること。④としまして、宮城県内に本社または営業所等を有すること。⑤としまし

て、大和町入札参加資格承認時点において、建築一式工事の格付がA級以上、これは総合評点値が1,000点ということでございます。

次に、入札の方法でございます。ダイレクト型一般競争入札としまして、入札書は郵便物による郵送、あるいは直接入れるかの方法で大和町役場財政課に期日までに届くようにすること。指定期日に間に合わなかった者については、失格とするとしております。この入札による参加資格申請者で、有資格と判定された者の数が1者の場合でも入札を執行するとしたものでございます。

続きまして、入札参加者でございます。募集の結果、3者に応募をいただきました。企業名は記載のとおりでございます。入札の結果であります。平成30年5月17日に開札を行っております。入札調書の内容になります。応札者、応札額は記載のとおりでありまして、最低応札者が阿部建設株式会社でありました。予定価格が1億3,726万円、低入札調査基準価格が1億2,065万3,000円、この税抜きでございます。いずれも税抜きでございます。阿部建設株式会社の応札価格が低入札調査基準価格を下回っておりますので、落札保留ということにさせていただいたものでございます。

この結果を受けまして、平成30年5月23日に応札者から積算内容について事情聴取を行い、5月25日に大和町低入札価格調査委員会を開催いたしまして、契約どおり履行が可能かどうかについて、審査を行ったところでございます。低入札価格事情聴取につきましては、低入札価格資格期限に該当しないことの確認を行っておるところでございます。低入札価格調査につきましては、積算内容、著しく安くできる根拠、あるいは経営状況、配置予定技術者、現在の手持ちの工事状況、過去に完了した工事、あるいは労務者の手配先、取引銀行、その他ということによって資本金等について調査を行ったところでございます。

これらの聞き取り、価格調査を踏まえまして、積算内容の精査及びその他基準に照らし合わせまして、審査を行った結果、契約どおり履行が可能と判断いたしまして、落札決定し、5月29日に仮契約を行ったところでございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

契約の内容でございます。請負契約金額が1億2,528万円。消費税を除いた金額が1億1,600万円であります。契約相手方が仙台市青葉区中江2丁目23番20号、阿部建設株式会社でございます。

次に、事業の概要であります。施工場所につきましては、大和町宮床字四辻85番地の6地内、宮床小学校地内でございます。完成工期につきましては、31年2月28日まで。工事概要につきましては、木造平屋建て1棟、延べ床面積332.48平方メートル

で、内容につきましては、指定仮設あるいは建築本体工事、電気設備、機械設備工事、外構工事、倉庫撤去新設、その他ということでの概要でございます。

なお、3ページにつきましては、今回の新築を行います位置図。

続きまして、4ページをお開き願いたいと思いますが、これにつきましては、配置図、そして5ページにつきましては、立面図、そして6ページにつきましては、宮床児童館の平面図、こちらのほうを資料として添付をさせていただいております。

以上が、平成30年度宮床児童館新築工事請負契約の概要でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

これで説明を終わります。

お諮りします。

本日はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は、あしたの午後1時30分です。

大変お疲れさまでした。

午後2時25分 延 会